

# 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

## (1) 議会基本条例(素案)に対する意見

No.	意見の内容	市議会の考え方
1	(前文) 政策提言を積極的に行うとあるが、提言にとどまらず、議員立法を行う決意が込められた方がよいのではないか。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 前文の「議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、」という一文は、提言のみならず議員立法としての条例の制定への決意を包含しております。
2	(前文) 「議会の公平性、公正性及び透明性を確保することにより、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し」とありますが、「ことにより」で次につながり文章として違和感がありますので、見直してください。	○ご意見を踏まえ、条例(素案)を修正いたします。 ＜説明＞ 修正案は次のとおりです。 「福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。 福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にし、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。」
3	(前文) 条例の目的が、市政の発展はよいとして、市民福祉の向上だけで本当によいのでしょうか。何か足りないと思います。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例の目的としては、市政の発展及び市民福祉の向上で充足しているものと考えます。
4	(前文) 二代表制という用語は、政治に関心を持っている人なら分かりますが、一般市民には分かりにくいので、注釈を入れてください。	○条例(素案)のとおりとします。なお、ご意見を踏まえ、逐条解説の中に用語の解説をいたします。
5	第一章 総則 (目的)第1条 基本条例の目的が市政の発展と市民福祉の向上ということですが、市民福祉について多くの市民がどのように理解しているか、もう少し分かりやすくした方がいいのではないかと思います。 例えば市民福祉とはどういうことなのか箇条書きにすれば分かりやすいので、そういうふうにしてください。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 市民福祉の向上という表現については、市民の健康、福祉、環境、教育などを包含した一般的な表現として使用しております。
6	第一章 総則 (基本理念)第2条 基本理念の中で、「討議を行うことにより」とありますが、前後を見ると違和感があります。	○ご意見を踏まえ、条文案を修正いたします。 ＜説明＞ 修正案は次のとおりです。 「議会は、二代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊(かっ)達な議論及び討議を行い、広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えるものとする。」
7	第二章 議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則)第4条 市政執行に対して、議会の取り組む姿勢と行動が大切です。条文に賛同です。	○ご意見として承ります。 ＜説明＞ 基本条例の基本方針に定めたとおり、「市民に開かれた議会」「議員間の自由闊達な議論討議を行う議会」「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」に基づいた議会運営を行ってまいります。

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見の内容	市議会の考え方
8	<p>第三章 災害対応 (災害時における議会の活動)第6条 災害対応では、会議を必要に応じて開催するとしていますが、あいまいな感じがします。 三宅島の災害時に町長が重要な判断に迷い、結果として被害を大きくしてしまうということがありました。必要に応じてというのは当然ですが、どのようなときに開催するのか、別に定める細目によりなどの文言を入れてはどうでしょうか。 また、関係機関に対する要請を行うとありますが、舌足らずです。救援・支援・応援・これらを総括する用語を入れるのが本来の日本語のような気がします。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 災害時の応急対策は、基本的には行政の役割であるため、議会は行政への支援が基本的な役割となります。そのため、国、県、関係機関等へに適時適切な要望活動を行い、市の復興の取り組みをバックアップするとともに、状況確認と所要の対応をするため、必要に応じて行政へ要請を行います。 詳細については、「議会災害対応指針」で定める予定です。</p>
9	<p>第三章 災害対応 (災害時における議員の活動)第7条 議員の活動も、災害対応方針を明記したほうが分かりやすいし、必要な役割を明記して市民と共有できるような条例にしていく配慮を求めたいと思います。 ここは大事なところで、あいまいにしてはいけません。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 災害時における議員個人の活動の詳細については、「議会災害対応指針」を定める予定です。</p>
10	<p>第四章 議会運営 (民主的かつ効率的な議会運営)第8条 行政の企画立案や議会答弁した事項が、その場限りにならないよう、その事項について監視し、その執行推進を最後まで追求する体制が必要です。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例の第8条は、民主的かつ効率的な議会運営について定めたもので、市長等に対しての監視については第18条に定めています。</p>
11	<p>第四章 議会運営 (民主的かつ効率的な議会運営)第8条 どのような質問と答弁がなされたのか、市民にわかりやすくする方法について検討してください。</p>	<p>○ご意見として承ります。 ＜説明＞ 議会録画像については、撮影した翌日から3日後(休日を除く)に市議会ホームページ上にて公開しております。会議録については、正確性を保つため一定の期間を必要とし、定例会等終了後約3ヶ月間で会議録を作成し、市民情報室等及び市議会ホームページ上で公開しております。 なお、今後も基本条例に基づき、議会活動についての情報を分かりやすく提供して参ります。</p>
12	<p>第四章 議会運営 (議長 の責務及び役割)第10条 議会本会議では、前もって質問趣意書を出し、議長や副議長はそれを承知して議会に臨んでいると思います。 答弁者であるそれぞれの部長が、「議長、何々部長」と言って初めて議長が指名していますが、前もって掌握しているのであれば、議員の質問に対して誰が答弁するのか指名してください。そうしなければ時間の無駄になるので、このことは、本気になって取り組んでください。</p>	<p>＜説明＞ 答弁者も含め、発言については会議規則の定めにより、議長の許可を得た後、発言することとなりますが、答弁者は市当局の判断により発言するため、前もって答弁者は議会へは通告されておりませんので、議員の質問に対して、議長は答弁者を指名することができません。</p>
13	<p>第四章 議会運営 (会派)第13条 基本的に会派を条文で明記してまで結成するべきものでないと思う。 同一の理念を共有する議員が会派を結成しないと活動出来ないとは言えない。 言うならば派閥であり市民になんの利益ももたらさないでこの条文は廃棄する。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 会派に関する明確な規定は、これまで議会にはなく、この度基本条例において明文化したものです。 なお、会派の結成は任意となっております。</p>

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見の内容	市議会の考え方
14	<p>第四章 議会運営 (会派)第13条 会派で異なる考えがあっても、会派を超え団結し、市行政の重要課題を共有して緊急に取り組む必要があります。 福島市の将来の重要事項を、行政が怠っている場合には強力な追及も必要です。</p>	<p>○ご意見として承ります。 ＜説明＞ 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めることとしており、市政の重要課題については、市政全般を見据え取り組んでまいります。</p>
15	<p>第四章 議会運営 (政務活動費)第14条 第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員定数)第31条(議員報酬)第32条 議員が決めるべきでないと思われる報酬・政務活動費・議員数は市民が決める事項であるので、お手盛りとなりうる条文はどのように改めてください。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 議員報酬については基本条例第32条で、議員定数については第31条で定め、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考に検討することとしております。 また、基本条例の第14条は政務活動費の適正な執行について定めたものであり、政務活動費の交付対象、交付額等については、別に「福島市議会政務活動費の交付に関する条例」で定められております。</p>
16	<p>第五章 市民及び議会の関係 (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)第16条第7項 広報紙等の充実などについて、組織の設置に努めなければならないとあるが、これは「設置し」として市民広報を大切な仕事と規定すべきである。努めるというしなくともよいような条文は、条例制定の精神に反しています。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例第16条第7項については広報等の充実組織のありかたや方向性について定めたものです。なお、その組織については基本条例施行後ただちに設置する予定です。</p>
17	<p>第五章 市民及び議会の関係 (市民参加の推進)第17条第2項 「多様に設けることができる」とあるが、「できる」でなく、「組織を設置する」と決意を表現すべきである。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 市民の意見交換及び意見聴取の場については、第16条第2項の自ら地域に出向き直接市民に対して実施する議会報告会や、第17条第2項の委員会が所管事務調査事項等の具体的な課題について行う市民との意見交換を行う場など、多様な機会を設けるよう定めたものであり、組織の設置について定めたものではありません。</p>
18	<p>第五章 市民及び議会の関係 (市民参加の推進)第17条第5項 第四章の議会運営、第8条第2項の市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営と記載があります。ところが素案を見ますと、カタカナ文字が多い。パブリック・コメントという言葉にもちゃんと日本語があります。日本語で書いて、括弧書きでパブリック・コメントと書けばいいので、それを指摘します。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。なお、ご意見を踏まえ逐条解説を修正いたします。 ＜説明＞ パブリック・コメントについては、国や地方自治体において一般的に使用されております。 市民に分かりやすい言葉及び表現方法については、一般的な表現としてカタカナ文字が入ってくるということは避けられないものと考えており、表現方法については今後ともよく検証しながら使用してまいります。 なお、パブリック・コメントについては、逐条解説をパブリック・コメント(市民意見公募制度)と修正いたします。</p>
19	<p>第六章 議会及び行政の関係 (議会及び議員並びに市長等の関係)第18条第5項、第18条第6項 市長等の義務が定めてあるが、二元代表制で、このように相手に義務化する文言があってもよいのか。</p>	<p>○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 市長や執行機関に関する規程については、市当局との協議を経たものであり、市長や執行機関が実施するものについては、努力規定としております。</p>

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見の内容	市議会の考え方
20	第八章 議会の機能強化 (議会事務局の機能強化及び体制整備)第27条 今までの議会事務局は、固定された考え方と形の運営をしていると感じました。 また、市民の立場、意見を理解し受け入れるのではなく、どちらかという抑えるように感じました。 今後は、議会事務局の機能強化、組織体制の充実、市民に対してよく説明する親しみある窓口を期待します。	○ご意見として承ります。 ＜説明＞ 議会事務局の機能強化、組織体制の充実については、基本条例第27条の条例(素案)のとおりとします。 なお、市民に対し分かりやすく丁寧な窓口対応に努めてまいります。
21	第八章 議会の機能強化 (議会図書室の機能強化)第29条 議会図書室については、市立図書館および県立図書館を利用すれば良いことであり、重複した予算の使用であるから不要である。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 議会図書室は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究に資するため、官報、公報及び刊行物を保管するために、議会に設置することになっております。 なお、議会図書室の適正な管理運営に努めてまいります。
22	第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (議員報酬)第32条 議会基本条例素案には、議員の報酬規定について「報酬は日当によること」とされているか否か。	＜説明＞ 基本条例では、議員報酬の改正に当たっての基本的な考え方及び手法について定めたものです。 議員報酬については、別に「議会議員の議員報酬等に関する条例」により議員報酬月額が定められております。
23	第十章 最高規範性及び見直し手続 (最高規範性)第33条 議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならないとは、法令の運用を条例で縛るということか。	○ご意見を踏まえ、条例(素案)及び逐条解説を修正いたします。 ＜説明＞ 修正案は次のとおりです。 (条文案) 議会は、法令を遵守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し適正に行わなければならない。 (逐条解説) □議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、 <u>拡大解釈などの恣意的な解釈をするものではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。</u>
24	第十章 最高規範性及び見直し手続 (見直し手続)第34条 見直し手続きは、きちんと2年毎などと期間を明示する。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例第34条に規定する見直し手続きについては、「議会基本条例施行状況管理要綱」にて、毎年4月に基本条例の施行状況を管理するため、議会改革検討会にて確認検討するものと定める予定です。
25	(全般的なもの) 有権者である市民からの要望・意見、特に行政に対する苦情を大切に吸い上げる項目を新設して頂きたい。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 市民の意見交換及び意見聴取の場については、第16条第2項の自ら地域に向き直接市民に対して実施する議会報告会や、第17条第2項の委員会が所管事務調査事項等の具体的な課題について行う市民との意見交換を行う場など、多様な機会について定めております。
26	(全般的なもの) 全体に事細かに条文で決まりを作らないと議員活動が出来ないことがおかしいので、もっと自由闊達に行えるようにするために全体をさらに検討することを希望します。 また、市民により全体の可否を再検討されることを希望します。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例は、議会改革を進め、より開かれた議会にしていこうという姿勢を示すため、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定めたものです。 パブリック・コメント及び市民報告会でいただきました市民のご意見を踏まえを検討してまいります。

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見の内容	市議会の考え方
27	(全般的なもの) 全体に難しい言葉を使用しているが、解説の文言で十分である。 同じ言葉を繰り返し使用して、条文を多くしてるだけの部分が多い。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 法制執務上の形式をとりながら、分かりやすい条例を目指しを策定してまいりました。なお、市民の皆様に分かりやすいよう逐条解説を合わせて作成しました。
28	(全般的なもの) 市民本位の議会を目指すのであれば、議会基本条例も市民が一読して理解できるような文章構成にするのが当然です。この文章の作り方は、俗に言う官僚の作文であり、不親切極まりない文章です。まず、議員は市民に分かりやすい文章にする努力をして欲しいと思います。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 法制執務上の形式をとりながら、分かりやすい条例を目指しを策定してまいりました。なお、市民の皆様に分かりやすいよう逐条解説を合わせて作成しました。
29	(全般的なもの) 議会基本条例は、議員が作るものかも知れませんが、市民に関心を持ってもらうべきなので、義務教育を受けた方であれば理解できるような内容であって欲しいと思います。市民の立場に寄り添った議会基本条例を目指して、全国に冠たる条例を作っていただきたい。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 法制執務上の形式をとりながら、分かりやすい条例を目指しを策定してまいりました。なお、市民の皆様に分かりやすいよう逐条解説を合わせて作成しました。
30	(全般的なもの) 市の部課や各種委員会の職員の業務についてチェックする機能を明確にうたい、市民に代わって行政の無理・無駄・非効率・不親切・無気力・無意欲・無改善・不公正・不公平及び不正を絶滅することも議員の大事な機能に加えて頂きたい。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 基本条例としては、第4条第2項で「議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市の基本的な政策決定、市政の監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行う機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。」と定め、第18条で「議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、独立かつ対等の立場において、市長等に対して監視及び評価を行うものとする。」と定めており、ご意見の趣旨が包含されているものと考えております。
31	(全般的なもの) 福島市民からこれまでにあった市議会に対する改革・改善要求の主なものは何か。 また、今回それらのうち要求を反映した条項はあるのか。	＜説明＞ 市議会では、これまでもさまざまな議会改革に取り組んでまいりました。 この度の基本条例の策定は、議会改革を進め、より開かれた議会にしていこうという姿勢を示すため、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定めたものです。
32	(全般的なもの) 今回の制定にあたり、全国でも画期的と言えるものはあるのか。 今後、全国市議会の模範と誇れる条項はあるのか。	＜説明＞ 先進的な事例として「通年会期による通年議会の導入」や東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえた「災害対応」の規程を取り入れております。 また、議員の質問及び質疑に対し、論点を明確化し議論を深める目的で、市長等が反問することができる規程があります。
33	(全般的なもの) 私は、何回も市の担当職員に提言していますが、十数年1つも変わりません。こういうことが行政の体質ですから、それを正すことを議会の皆さんにやっていただきたい。 議会も市民の声を吸い上げる努力が足りないと思います。 この条例には市民の声を真剣に吸い上げようという条項があまり無いと思います。 丁寧に市民の声を聞き、そこに議員は自分の考えを入れるという議会をやっていただきたい。	○条例(素案)のとおりとします。 ＜説明＞ 市民の意見交換及び意見聴取の場については、第16条第2項の自ら地域に出向き直接市民に対して実施する議会報告会や、第17条第2項の委員会が所管事務調査事項等の具体的な課題について行う市民との意見交換を行う場など、市民参加の多様な機会について定めております。 また、第5条第4項では議員が、市民の多様な意見を的確に把握し、市民の代表として市政の課題に対する政策立案及び政策提言等の強化に努めることを定めております。

## 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

No.	意見の内容	市議会の考え方
34	<p>(全般的なもの)            県都である自覚を、市民も議員も市の職員も、みんなが持たなければならない。世界が注目している福島県であり、その県都の市議会という自覚と誇りを持つことが1番大事です。            そうすることで自ずと自己研鑽や創意工夫が生まれます。この条例にはそこが足りないので、そういう所を研究して最もいいものを作っていただきたい。</p>	<p>○ご意見として承ります。            &lt;説明&gt;            議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努め、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たすとともに、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとするともに、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動してまいります。</p>